

平成28年5月27日付けで受理した地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による四條畷市公共建築物の長寿命化の検討を義務付ける条例の制定の請求について、同条第3項の規定に基づき平成28年四條畷市議会第2回定例会に付議した結果を、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第98条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成28年6月29日

四條畷市長 土 井 一 憲

1 提出議案

議案第36号

四條畷市公共建築物の長寿命化の検討を義務付ける条例の制定について

2 議決年月日

平成28年6月23日

3 審議の結果

否決